

## 猟銃等講習会（初心者講習）のお知らせ

令和6年5月7日

静岡県公安委員会

### 1 講習会受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

### 2 講習会開催日時、場所及び受付期間

開催日時	開催場所	受付期間
令和6年6月29日（土） 午前10時から午後5時まで	静岡県庁別館7階 第4会議室C	令和6年5月24日（金）から 令和6年6月21日（金）まで

定員数：40人

### 3 講習内容

次の事項について講習を行い、講習終了後に修了考査を実施して、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 4 受講手数料

受講申込書を警察署へ提出する際、受講手数料6,900円を静岡県収入証紙により納付すること。

### 5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書1通に所要事項を記入し、写真（申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付け、住所地を管轄する警察署に受付期間内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に申し込むこと。

※ 受講申込書は、静岡県警察のホームページからダウンロードできます。

### 6 受講時に持参する物

- (1) 筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- (2) 申込み時に受領した猟銃等取扱読本

### 7 その他

- (1) 猟銃又は空気銃の所持許可申請には、当該講習の講習修了証明書を必要とする。
- (2) 講習会場には駐車場がないため、公共の交通機関を利用すること。
- (3) 開催日の午前9時40分から受付を行うので、受講者は、静岡県庁別館1階ロビーに集合すること。